

1. 議事日程

(平成18年第2回安芸高田市議会11月臨時会)

平成18年11月22日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 障害児の福祉・医療サービスの負担軽減と地域支援事業の充実を求める請願について
- 日程第4 認定第2号 平成17年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 平成17年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第8号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第10号 平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第11号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について

日程第14 認定第12号 平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について

日程第15 議案第108号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について

【安芸高田市立みつや保育所】

追加日程第1 議長の辞職許可について

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長の辞職許可

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議席の一部変更

日程第16 常任委員の選任

日程第17 議会運営委員の選任

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
6番	川 角 一 郎	7番	塚 本 近
8番	赤 川 三 郎	9番	松 村 ユ キ ミ
10番	熊 高 昌 三	11番	青 原 敏 治
12番	金 行 哲 昭	13番	杉 原 洋
14番	入 本 和 男	15番	山 本 三 郎
16番	今 村 義 照	17番	玉 川 祐 光
18番	岡 田 正 信	19番	渡 辺 義 則
20番	亀 岡 等	21番	藤 井 昌 之
22番	松 浦 利 貞		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

5番 小 野 剛 世

4. 会議録署名議員

17番 玉川祐光 18番 岡田正信

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長	児玉更太郎	副市長	藤川幸典
総務部長	新川文雄	市民部長 福祉保健部長兼	杉山俊之
自治振興部長 建設部長 兼公営企業部長	田丸孝二	福祉事務所長	廣政克行
教育長	金岡英雄	総務課長	高杉和義
	佐藤勝	消防長	竹川信明
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	宍戸邦夫
向原支所長	益田博志	財政課長	垣野内壮
監査委員	上國英登		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（5名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	新谷洋子	書記	国岡浩祐
書記	倉田英治		



午前10時00分 開会

○松浦議長

おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第2回安芸高田市市議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。議長。

○増本事務局長

増本事務局長。

○松浦議長

諸般の報告をいたします。

○増本事務局長

第1点、市長並びに教育委員長より、本臨時会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より平成18年8月分・9月分の例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○松浦議長

以上もって諸般の報告を終わります。

続いて、市長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

本臨時会の冒頭に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成18年度も、はや11月の半ばを過ぎ、収穫の時期も終えて、山々も紅葉の時期になってまいりました。

安芸高田市行政も、市制移行後3年目の半ばを経過いたしました。皆様のお力添えをいただきながら、現在、順調に各種事業を執行させていただいております。心から感謝を申し上げます。

最近の公務員の全国的な不祥事の状況が多発をしております。安芸高田市職員としても、自らの足元を見直す中で、職員1人1人が公務の基本であるコンプライアンスの法令を遵守するという考え方を徹底して、全体の奉仕者として全力で職務に専念することを、今一度強く認識する必要があると考えております。

つきましては、去る11月7日付をもって職員の懲戒処分の指針を定め、特に飲酒運転に関わるものについては、飲酒運転をした者はもとより飲酒を勧めた者や、飲酒を知りつつ同乗した者も免職もしくは停職となる厳しい処分を盛り込んだ内容で、職員に通知徹底したところでございます。

合併後、市民の皆さんの負託に答え、さらなる行財政改革に取り組むべき大切な時期を迎えておりますことから、私を先頭にいたしまして、職員1人1人が、公務員としての綱紀粛正に努めてまいりたいと考えております。ご理解、ご協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本臨時会へご提案を申し上げます案件は、認定11件、議案1件でございます。どうぞ、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶にさせていただきます。

○松浦議長 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、17番、玉川祐光君、及び18番、岡田正信君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○松浦議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開きご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長、青原敏治君の報告を求めます。

○青原委員長 議長。

○松浦議長 はい。

○青原委員長 平成18年第2回臨時会の運営につきまして、去る11月15日に議会運営委員会を開き、次のとおり申し合わせいたしましたのでご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月6日までの15日間といたしました。議事の都合により、11月23日から12月5日までは休会といたします。

本臨時会に付議されます案件は、請願1件、認定11件、議案1件、選任2件、計15件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第2号から認定第12号までにつきましては、上程の後、提案理由の説明、要点説明、監査報告を行い、その後質疑は省略して、決算審査特別委員会を設置し、それに付託いたします。また議案第107号につきましては、提案理由の説明、質疑の後、所管の文教厚生常任委員会に付託することといたしました。各委員会におかれましては、12月4日までに審査を終了いただきますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○松浦議長 お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は15日間とすることに異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 障害児の福祉・医療サービスの負担軽減と地域支援事業の充実を求める請願について

○松浦議長 日程第3、障害児の福祉・医療サービスの負担軽減と地域支援事業の充実を求める請願についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。

文教厚生常任委員長 今村義照君。

○今村委員長 議長。

○松浦議長 はい。

○今村委員長 文教厚生常任委員会審査報告をいたします。

平成18年9月13日付で、文教厚生常任委員会に付託されました請願第1号の審査の結果を報告をいたします。

付託されました、請願第1号、障害児の福祉・医療サービスの負担軽減と地域支援事業の充実を求める請願書について審査した結果、採択することと決しました。

審査では、紹介議員の説明の後に、各委員から意見を伺うとともに、障害者自立支援法の考え方、当市の現状・財政、県・近隣市の動き等、閉会中も継続審査を行いました。

委員会としては、障害者自立支援法により応益負担制度が実施され、当事者の負担を迫られているのは、障害児の家庭だけではなく、障害者全体の問題であり、障害者全体としての支援も必要である。また、執行機関に対しまして、処理の経過と結果の報告を請求する。という意見になりました。

以上で、文教厚生常任委員会からの報告を終わります。

○松浦議長 お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

障害児の福祉・医療サービスの負担軽減と地域支援事業の充実を求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は原案採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。  
よって本請願は採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第4 認定第2号 平成17年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 平成17年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第8号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第10号 平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第11号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第12号 平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について

○松浦議長 日程第4、認定第2号、平成17年度安芸高田市一般会計決算の認定についてから、日程第14、認定第12号、平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についてまでの11件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、平成17年度安芸高田市一般会計決算及び各特別会計決算の認定をお願いするものでございますが、認定第2号から認定第12号まで、一括してご説明を申し上げます。

まず、認定第2号の安芸高田市一般会計決算でございますが、歳入

総額226億7,485万4,041円、歳出総額が220億1,203万2,369円で、差引き6億6,282万1,672円となりました。

次に、認定第3号でございます。国民健康保険特別会計決算でございますが、歳入総額が35億7,369万8,934円、歳出総額が34億2,739万4,566円で、差引き1億4,630万4,368円となりました。

次に、認定第4号でございます。老人保健特別会計決算でございますが、歳入総額が56億7,175万1,381円、歳出総額が56億3,770万6,882円で、差引き3,404万4,499円となりました。

次に、認定第5号介護保険特別会計決算でございますが、歳入総額が31億3,185万1,107円、歳出総額30億6,254万5,777円でございます。差引き6,930万5,330円となりました。

次に、認定第6号の公共下水道事業特別会計決算でございます。歳入総額5億1,242万922円、歳出総額が4億9,958万2,801円となりました。1,283万8,121円の黒字でございます。

次に、認定第7号特定環境保全公共下水道事業特別会計決算でございます。歳入総額10億9,441万4,924円、歳出総額が10億7,687万4,441円で、差引き1,754万483円となりました。

次に、認定第8号農業集落排水事業特別会計決算でございますが、歳入総額が10億5,580万3,366円、歳出総額が10億2,081万9,238円で、差引き3,498万4,128円となりました。

次に、認定第9号でございます。浄化槽整備事業特別会計決算でございますが、歳入総額が2億3,727万5,430円、歳出総額が2億3,193万9,747円で、差引き533万5,683円となりました。

次に、認定第10号でございます。コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算でございますが、歳入総額が5,899万1,319円、歳出総額5,899万188円で、差引き1,131円となりました。

次に、認定第11号簡易水道事業特別会計決算でございますが、歳入総額が11億8,538万7,774円、歳出総額が11億4,327万7,185円で、差引き4,211万589円となりました。

次に、認定第12号飲料水供給事業特別会計決算でございます。歳入総額が2,309万3,994円、歳出総額が2,225万4,938円で、差引き83万9,056円となりました。

以上、認定第2号から、認定第12号まで一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、一括して説明を申し上げます。

よろしく審議のうえ、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、副市長から要点の説明を求めます。

○藤川副市長

はい。

○松浦議長

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長

平成17年度安芸高田市一般会計歳入歳出の決算概要につきまして要点のご説明を申し上げます。

予算規模でございますが、当初予算現額は、227億8千万円でしたが、その後、9回の補正を行いまして、10億4,204万円を追加いたしまして、前年度からの繰越明許費4億8,864万8千円を含めました243億1,068万8千円をもちまして執行いたしました。

決算書の5ページをお開き願います。歳入の決算でございますが、予算現額243億1,068万8千円をございまして、調定額249億2,367万9,386円に対し、収入済額は、226億7,485万4,041円で、収納率は91.0%でございます。1,581万6,750円の不納欠損処分を行い、22億3,336万3,553円が収入未済となったところでございます。この収入未済額22億3,336万3,553円の中には、繰越明許費にかかる財源としての国県支出金5億9,137万9千円、市債10億8,710万円、その他の財源332万円、合わせまして16億8,179万9千円の、繰越に伴う収入未済が含まれております。

7ページからの歳出の決算でございます。11ページをお開きください。予算現額243億1,068万8千円に対しまして、支出済額220億1,203万2,369円で執行率は90.5%でございます。繰越明許費といたしまして、19億2,543万7千円を翌年度に繰り越しております。

次に14ページをお願いします。以上の結果、平成17年度一般会計の収支決算は、歳入総額226億7,485万4千円、歳出総額220億1,203万2千円、差引残額6億6,282万2千円となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。なお、実質収支額は繰越明許費にかかる、一般財源2億4,363万8千円を差し引いた4億1,918万4千円の黒字となりました。

それでは、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

15ページをお開きください。1款の市税でございますが予算現額32億6,737万円に対しまして、収入済額33億4,827万2,538円で調定額に対する収納率は94.8%でございます。1,581万6,750円の不納欠損処分を行い、1億6,701万1,5

20円が収入未済となったところでございます。

17ページをお願いいたします。2款の地方譲与税でございます。予算現額3億8,915万3千円に対しまして、収入済額も同額でございます。3款の利子割交付金、予算現額1,764万7千円に対しまして、収入済額も同額でございます。4款の配当割交付金でございますが、予算現額732万6千円に対しまして、収入済額も同額でございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金でございますが、予算現額1,095万6千円に対しまして、収入済額、同額でございます。6款の地方消費税交付金でございますが、予算現額3億1,22万1千円に対しまして、収入済額は同額でございます。7款のゴルフ場利用税交付金でございます。予算現額3,649万2千円に対しまして、収入済額は3,649万2,096円でございます。

19ページをお願いします。8款の自動車取得税交付金でございます。予算現額1億5,621万5千円に対しまして、収入済額、同額でございます。9款の地方特例交付金でございます。予算現額1億1,039万8千円に対しまして、収入済額は同額でございます。10款の地方交付税でございますが、予算現額91億9,006万9千円に対しまして、収入済額は同額の91億9,006万9千円でございます。11款の交通安全対策特別交付金でございますが、予算現額、収入済額は同額でございます。692万1千円でございます。12款の分担金及び負担金でございますが、予算現額2億9,248万3千円に対しまして、収入済額は3億887万2,715円で調定額に対する収納率は91.4%でございます。収入未済額が2,889万6,969円生じております。これは分担金で農林水産事業費分担金のうちの農業費分担金380万9千円、林業費分担金202万5千円と負担金で民生費負担金のうち、社会福祉費負担金734万4,029円、児童福祉費負担金1,567万6,940円、教育費負担金のうち幼稚園費負担金4万2千円がそれぞれ収入未済となったところでございます。なお、農業分担金のうち129万5千円は繰越明許いたしました県営農道・ため池・ほ場整備事業でございます。林業費分担金のうち202万5千円は繰越明許いたしました治山事業にかかるものでございます。

23ページをお願いします。13款の使用料及び手数料でございます。予算現額4億6,682万5千円に対しまして、収入済額は4億6,523万3,334円で、収入未済額が901万4,268円生じております。これは使用料のうち、住宅使用料775万5,420円、手数料のうちし尿処理手数料124万7,168円、土木管理手数料1万1,680円がそれぞれ収入未済となったところでございます。

27ページをお開きください。14款の国庫支出金でございます。予算現額14億457万2千円に対しまして、収入済額は12億7,

777万3,656円でございます。収入未済額1,892万6千円は、繰越明許いたしました災害復旧費国庫負担金が収入未済となったところでございます。

33ページをお開きください。15款の県支出金でございます。予算現額26億6,654万1千円に対しまして、収入済額、21億8,368万4,857円でございます。収入未済額5億7,245万3千円は、繰越明許いたしました経営構造対策事業、畜産振興事業、中山間地域総合整備事業、治山事業にかかります農林水産業費の県補助金がそれぞれ収入未済となったところでございます。

47ページをお開きください。16款の財産収入でございますが、予算現額4,509万7千円に対しまして、収入済額は5,518万5,991円で収入未済はございませんでした。

49ページをお願いします。17款の寄附金でございます。予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございませんでした。18款の繰入金でございます。予算現額6億1,841万7千円に対しまして、収入済額は6億185万2,253円でございます。老人保健特別会計をはじめとする、8つの特別会計からの繰入金7,615万5,790円、財産区繰入金4万5,500円、財政調整基金をはじめといたします7つの基金からの繰入金5億2,565万963円でございます。

53ページをお開き願います。19款の繰越金でございます。予算現額2億4,626万9千円に対しまして、収入済額2億4,626万9,071円でございます。20款の諸収入でございます。予算現額2億3,112万6千円に対しまして、収入済額は2億4,202万2,530円で、収入未済額3億4,996万1,796円でございますが、内訳は、貸付金元利収入のうち、住宅新築資金貸付元利収入3億3,601万5,373円、結婚支度資金貸付元利収入384万8,605円、世帯厚生資金貸付元利収入16万5,600円、高齢者住宅整備資金貸付元利収入60万9,598円、障害者住宅整備資金貸付金元利収入344万6,572円、中小企業資金貸付金元利収入264万7,190円で、雑入322万8,858円、合計3億4,996万1,796円が収入未済となったところでございます。

61ページをお開きください。21款の市債でございます。予算現額48億3,460万円に対しまして、収入済額は37億830万円でございます。収入未済額10億8,710万円につきましては、明許繰り越しいたしました第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業、簡易水道事業特別会計繰出、農業集落排水事業特別会計繰出、県営農道・ため池・ほ場整備事業、中山間地域総合整備事業、治山事業、地方特定道路整備事業、公共下水道事業特別会計繰出、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金、公共土木施設災害復旧事業にかかります市債がそれぞれ収入未済となったところでございます。

65ページをお開き願います。歳入合計でございます。予算現額243億1,068万8千円、調定額249億2,367万9,386円、収入済額226億7,485万4,041円となりました。

続きまして歳出の要点でございます。

67ページをお願いいたします。1款の議会費でございます。予算現額2億300万6千円に対しまして、支出済額1億9,608万1,556円で、執行率は96.6%でございます。2款の総務費でございます。予算現額53億9,649万4千円に対しまして、支出済額41億5,068万156円で執行率、76.9%でございます。繰越明許費1億4,405万3千円につきましては、第2庁舎・総合文化福祉施設整備事業にかかります委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

83ページをお願いいたします。3款の民生費でございます。予算現額53億599万2千円に対しまして、支出済額は51億9,768万8,468円で、執行率は98.0%でございます。

95ページをお願いいたします。4款の衛生費でございますが、予算現額18億4,254万2千円に対しまして、支出済額は17億8,776万9,860円で、執行率97.0%でございます。繰越明許費770万円につきましては、簡易水道事業特別会計繰出にかかります、繰出金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

101ページをお開きください。5款の労働費でございます。予算現額1千円に対しまして、支出はございませんでした。

103ページをお願いいたします。6款の農林水産業費でございます。予算現額25億3,659万3千円に対しまして、支出済額18億6,437万4,734円で、執行率73.5%でございます。繰越明許費6億4,067万7千円につきましては、農業集落排水事業特別会計繰出、経営構造対策事業、畜産振興事業、県営農道・ため池・ほ場整備事業、中山間地域総合整備事業、治山事業にかかります委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金、繰出金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

111ページをお開き願います。7款の商工費でございます。予算現額1億2,932万8千円に対しまして、支出済額は1億2,863万5,005円で、執行率は99.5%でございます。

115ページをお願いいたします。8款の土木費でございます。予算現額21億7,059万8千円に対しまして、支出済額20億5,098万4,949円で、執行率94.5%でございます。繰越明許費9,695万2千円につきましては、地方特定道路整備事業、公共下水道特別会計繰出、特定環境保全公共下水道事業繰出にかかります公有財産購入費、補償補填及び賠償金、繰出金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

121ページをお願いいたします。9款の消防費でございます。予

算現額7億47万6千円に対しまして、支出済額6億9,103万3,338円で、執行率98.7%でございます。

125ページをお願いいたします。10款の教育費でございます。予算現額14億9,672万4千円に対しまして、支出済額14億6,456万8,047円で、執行率97.9%でございます。

137ページをお願いいたします。11款の災害復旧費でございます。予算現額1億8,373万5千円に対しまして、支出済額1億3,771万9,537円で、執行率は75.0%でございます。繰越明許費3,605万5千円につきましては、公共土木施設災害復旧事業にかかります、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

139ページをお願いいたします。12款の公債費でございます。予算現額42億6,222万6千円に対しまして、支出済額42億6,099万3,649円で、執行率は99.97%でございます。

141ページをお願いいたします。13款の諸支出金でございます。予算現額8,200万円に対しまして、支出済額8,150万3,070円で、執行率は99.4%でございます。14款の予備費でございますが、予算現額97万3千円に対しまして、支出はございませんでした。

143ページをお願いいたします。歳出合計でございますが、予算現額243億1,068万8千円に対しまして、支出済額は220億1,203万2,369円になりました。執行率は90.5%でございます。

145ページからでございますが、これから説明を申し上げます10の特別会計の決算につきましては、各会計の収支決算の概要にとどめさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

147ページをお願いいたします。歳入の決算でございます。予算現額36億7,580万2千円で、調定額37億1,618万5,491円に対しまして、収入済額は35億7,369万8,934円で収納率は96.2%でございます。1,382万2,578円の不納欠損処分を行い、国民健康保険税1億2,961万679円が未収となったところでございます。

151ページをお願いいたします。歳出の決算でございます。予算現額の36億7,580万2千円に対しまして、支出済額34億2,739万4,566円で、執行率は93.2%でございます。

次に154ページの実質収支でございます。以上の結果によりまして、平成17年度国民健康保険特別会計の収支決算は、歳入総額35億7,369万9千円、歳出総額34億2,739万5千円、差引残額1億4,630万4千円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

175ページからの老人保健特別会計の歳入歳出決算でございます。歳入の決算でございますが、予算現額は58億9,527万8千円で、

収入済額は56億7,175万1,381円で収納率は100.0%で、収入未済はございませんでした。

177ページをお願いいたします。歳出の決算でございます。予算現額の58億9,527万8千円に対しまして、支出済額56億3,770万6,882円で、執行率95.6%でございます。

180ページに実質収支でございます。以上の結果によりまして、平成17年度老人保健特別会計の収支決算は、歳入総額56億7,175万1千円、歳出総額56億3,770万7千円、歳入歳出差引残額3,404万4千円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

189ページをお願いいたします。平成17年度介護保険特別会計の歳入歳出決算でございます。

191ページをお願いいたします。歳入の決算でございますが、予算現額31億2,213万円で、調定額31億3,838万7,442円に対しまして、収入済額は31億3,185万1,107円で収納率は99.8%でございます。介護保険料163万8,325円の不納欠損処分を行い、573万7,092円が収入未済となったところでございます。

193ページをお願いいたします。歳出の決算でございますが、予算現額の31億2,213万円に対しまして、支出済額30億6,254万5,777円で、執行率98.1%でございます。

196ページに実質収支でございます。以上の結果によりまして、平成17年度介護保険特別会計の収支決算は、歳入総額31億3,185万1千円、歳出総額30億6,254万6千円、差引残額6,930万5千円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

213ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。歳入の決算でございますが、予算現額5億8,832万2千円で、調定額5億9,171万1,327円に対しまして、収入済額は5億1,242万922円で収納率は86.6%でございます。収入未済額7,929万405円につきましては、加入者分担金が268万2,390円、下水道使用料5万8,015円、繰越明許いたしました吉田処理区公共下水道整備事業にかかります国庫補助金3,185万円、一般会計繰入金2,230万円、市債2,240万円がそれぞれ収入未済となったところでございます。

215ページをお願いいたします。歳出の決算でございますが、予算現額の5億8,832万2千円に対しまして、支出済額4億9,958万2,801円で、執行率は84.9%でございます。繰越明許費8,281万4千円につきましては、吉田処理区公共下水道整備事業にかかります委託料、工事請負費、補償補填、賠償金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

218ページに実質収支でございますが、以上の結果によりまして、平成17年度公共下水道事業特別会計の収支決算は、歳入総額5億1,242万1千円、歳出総額4億9,958万3千円、歳入歳出差引額1,283万8千円となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源626万4千円を差し引いた、657万4千円の黒字となりました。

次に227ページでございます。平成17年度特定環境保全公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。歳入の決算でございますが、12億7,633万9千円で、調定額12億7,839万7,013円に対しまして、収入済額は10億9,441万4,924円で収納率は85.6%でございます。収入未済額1億8,398万2,089円につきましては、下水道使用料88万2,089円、明許繰越いたしました八千代処理区特定環境保全公共下水道整備事業及び甲田処理区特定環境保全公共下水道整備事業にかかります、国庫補助金8,210万円、市債4,490万円、一般会計繰入金5,610万円が収入未済となったところでございます。

229ページをお願いいたします。歳出の決算でございます。予算現額12億7,633万9千円に対しまして、支出済額10億7,687万4,441円で、執行率は84.4%でございます。繰越明許費1億9,359万3千円につきましては、八千代処理区特定環境保全公共下水道整備事業及び甲田処理区特定環境保全公共下水道整備事業にかかります委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金を翌年度へ繰り越したものでございます。

232ページに実質収支を掲げております。以上の結果によりまして、平成17年度特定環境保全公共下水道事業特別会計の収支決算は、歳入総額10億9,441万5千円、歳出総額10億7,687万4千円、歳入歳出差引額1,754万1千円となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源1,049万3千円を差し引いた704万8千円の黒字となりました。

次に、241ページからの平成17年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算でございます。歳入の決算でございます。予算現額は11億8,026万6千円で、調定額11億8,728万1,391円に対しまして、収入済額は10億5,580万3,366円で収納率は88.9%でございます。収入未済額1億3,147万8,025円につきましては、加入者分担金88万4,000円、下水道使用料126万4,025円、明許繰越いたしました入江地区農業集落排水整備事業及び向井原地区農業集落排水整備事業にかかります、県補助金7,113万円、一般会計繰入金4,980万円、市債840万円が収入未済となったところでございます。

243ページの歳出の決算でございます。予算現額11億8,02

6万6千円に対しまして、支出済額10億2,081万9,238円で、執行率は86.5%でございます。繰越明許費1億4,635万円につきましては、入江地区農業集落排水整備事業及び向井原地区農業集落排水整備事業にかかります委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

実質収支を246ページに掲げております。以上の結果によりまして、平成17年度農業集落排水事業特別会計の収支決算は、歳入総額10億5,580万3千円、歳出総額10億2,081万9千円、歳入歳出差引残額3,498万4千円となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源1,702万円を差し引いた1,796万4千円の黒字となりました。

255ページをお願いいたします。平成17年度浄化槽整備事業特別会計の歳入歳出決算でございます。歳入の決算でございますが、予算現額は2億3,641万9千円、調定額2億3,771万2,935円に対しまして、収入済額は2億3,727万5,430円で収納率は99.8%でございます。収入未済額44万1,705円につきましては、浄化槽使用料44万1,705円が収入未済となったところでございます。

257ページをお願いいたします。歳出の決算でございます。予算現額の2億3,641万9千円に対しまして、支出済額2億3,193万9,747円で、執行率は98.1%でございます。

260ページに実質収支を掲げております。以上の結果によりまして、平成17年度浄化槽整備事業特別会計の収支決算は、歳入総額2億3,727万5千円、歳出総額2億3,194万円で、歳入歳出差引残額533万5千円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

269ページをお願いいたします。平成17年度コミュニティ・プラント整備事業特別会計の歳入歳出決算でございます。歳入の決算でございますが、予算現額は6,018万1千円で、調定額5,899万1,319円に対しまして、収入済額は5,899万1,319円で収納率は100.0%でございます。収入未済はございませんでした。

271ページをお願いいたします。歳出の決算でございますが、予算現額6,018万1千円に対しまして、支出済額5,899万1,888円で、執行率は98.0%でございます。

274ページの実質収支でございます。以上の結果によりまして、平成17年度コミュニティ・プラント整備事業特別会計の収支決算は、歳入総額5,899万1千円、歳出総額5,899万円で、歳入歳出差引残額1千円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

281ページをお願いいたします。平成17年度簡易水道事業特別会計の歳入歳出の決算でございます。歳入の決算でございますが、予算現額は12億1,401万4千円で、調定額12億2,042万3,250円に対しまして、収入済額は11億8,538万7,774円で収納率は97.1%でございます。収入未済額3,503万5,476円につきましては、水道使用料704万7,476円、明許繰越いたしました吉田給水区水道未普及地域解消事業にかかります、国庫補助金1,168万8千円、市債860万円、一般会計繰入金770万円の収入未済となったところでございます。

283ページの歳出の決算でございます。予算現額12億1,401万4千円に対しまして、支出済額11億4,327万7,185円で、執行率94.2%でございます。繰越明許費3,336万8千円につきましては、吉田給水区水道未普及地域解消事業にかかります委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

286ページの実質収支でございます。以上の結果によりまして、平成17年度簡易水道事業特別会計の収支決算は、歳入総額11億8,538万8千円、歳出総額11億4,327万7千円、歳入歳出差引残額4,211万1千円となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源538万円を差し引いた3,673万1千円の黒字となりました。

297ページをお願いいたします。平成17年度飲料水供給事業特別会計の歳入歳出決算でございます。歳入の決算でございますが、297ページでございます。予算現額2,272万5千円、調定額2,313万3,314円に対しまして、収入済額は2,309万3,994円で収納率は99.8%でございます。収入未済額3万9,320円につきましては、水道使用料3万9,320円が収入未済となったところでございます。

299ページをお願いいたします。歳出の決算でございます。予算現額の2,272万5千円に対しまして、支出済額2,225万4,938円で、執行率は97.9%でございます。

302ページに実質収支でございます。以上の結果によりまして、平成17年度飲料水供給事業特別会計の収支決算は、歳入総額2,309万4千円、歳出総額2,225万5千円、歳入歳出差引残額83万9千円の黒字となりまして、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

307ページ以降につきましては、公有財産、物品、債権、基金等の財産に関する調書でございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

この際、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時 5分 休憩

午前 11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本案11件に関して、監査委員の審査意見についての説明を求めます。

監査委員 上國英登さん。

○上國監査委員

監査委員の平成17年度安芸高田市各会計の歳入歳出決算書につきまして、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、本年9月6日付で安芸高田市長から審査に付された、平成17年度安芸高田市一般会計及び10特別会計の歳入歳出決算について、9月21日から10月31日までの期間、田中監査委員とともに、例月出納検査及び定期監査を参考に、安芸高田市監査委員監査基準に基づいて審査を実施しました。歳入につきましては、歳入予算の執行は、適切かつ合法的に行われているか、収入未済額を生じた原因と措置状況は適正であるか、不納欠損処分は適正であるかなどの点に留意して審査をしました。

歳出におきましては、違法・不当の支出がないか、予算はその目的に合致し、合理的かつ効果的に執行されているか、契約は適正に締結されているか、計数は正確で関係帳簿及び証書類と一致しているかなどの点について留意して審査いたしました。

審査の結果、平成17年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、かつ、それらの予算執行についての計数は関係諸帳簿及び証書類と符号して正確であることを認めました。

なお、審査に当たっての意見は、お手元に配付されております意見書に述べさせていただいております。

次に、財産につきましては、公有財産、物品、債権及び各種基金は、いずれも適正に管理されていることを認めました。

終わりに、本市の財政状況は、経常収支比率などの指標からみますと、財政の硬直化が依然として進行しており、極めて憂慮すべき状況であります。今後の財政の見通しは、三位一体改革の影響や公債費の増加、人口の減少によりさらに厳しくなると予想されますが、生き残りを賭けた合併により誕生した本市が、今後生き残っていくためには、行財政改革のさらなる推進が、唯一の方策であると考えます。

「人 輝く・安芸高田」の理念で職員が英知を結集し、市民の理解と協力を得て早期に改革を実行され、安心できる健全な財政運営のもとで夢と希望の持てるまちづくりを推進されるよう要望いたしまして、決算審査の報告を終わります。

○松浦議長

以上で監査報告を終わります。

お諮りします。

本案11件は、申し合わせにより質疑を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。
よってさよう決定されました。
お諮りいたします。

本案11件については議長及び監査委員を除く委員20名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査にすることといたします。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時21分 休憩

午前 11時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

再開いたします。

この際、休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長が決定され、決定通知がありましたので、報告いたします。

委員長 16番、今村義照君、副委員長 7番、塚本近君。
以上でございます。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第108号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について【安芸高田市立みつや保育所】

○松浦議長

日程第15、議案第108号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について(安芸高田市立みつや保育所)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

○松浦議長

はい。

○児玉市長

議案第108号、議案名が安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についてでございます。

本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例の規定によりまして、公の施設の管理について、指定管理者の候補者の選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

このたび、新たに同意を求める公の施設といたしましては、平成19年度から運営を開始する予定で建設を進めております安芸高田市立みつや保育所に関するもので、指定管理者を社会福祉法人報正会とするものでございます。

以上、よろしく審議のうえ、決定をいただきたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は所管の文教厚生常任委員会へ付託をいたします。

ここで休憩いたします。

執行部の皆さんはこれでご退席を願いたいと思います。

この後の進行等につきましては事務局長が説明をいたしますので、ひとつよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時25分 休憩

午前 11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、一身上の都合により副議長と交代をいたします。

〔副議長の登壇を待って、議長議場外へ退席〕

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議長の辞職許可について

○藤井副議長

この際、日程の追加変更についてお諮りをいたします。

私のお手元に松浦議長より、議長の辞職願が提出されました。

つきましては、議長の辞職許可について日程を追加して、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○藤井副議長

異議なしと認め、追加日程第1、議長の辞職許可についてを議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○増本事務局長

議長。

○藤井副議長

増本事務局長。

○増本事務局長

平成18年11月22日。

安芸高田市議会副議長 藤井昌之様。

安芸高田市議会議長 松浦利貞。

辞職願 今般、一身上の都合により議長を辞職したいから地方自治法108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

- 藤井副議長 お諮りいたします。
本件は、申し出どおり辞職を許可することにご異議ございませんか。
〔異議なし〕
- 藤井副議長 異議なしと認めます。
よって松浦議員の議長辞職については、許可することに決定いたしました。
〔松浦議員入場・着席〕
- 藤井副議長 ただいま議長を辞任されました、松浦利貞議員より退任のご挨拶の申し出がありますので、これを許します。
22番 松浦利貞議員。
- 松浦議員 一言述べさせていただきます。
このたび、一身上の都合で辞職を届けさせていただきました。2年間、皆様のご協力によりまして、スムーズに議会運営できたことを厚くお礼申し上げます。今後ともひとつ、よろしく願いいたします。
ありがとうございました。
- 藤井副議長 この際、日程の追加変更についてお諮りいたします。
松浦議長の辞職に伴い、新たに議長を選挙する必要が生じたので、この際議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔異議なし〕
- 藤井副議長 異議なしと認め、追加日程第2、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。
〔議場閉鎖〕



追加日程第2 議長の選挙

- 藤井副議長 ただいまの議員は21名であります。
投票用紙を配布させます。
〔投票用紙の配布〕
- 藤井副議長 投票用紙の配布漏れはございませんか。
〔配布漏れなし〕
- 藤井副議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
念のために申し上げます。
投票は単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
- 新谷専門員 1番、明木一悦議員、2番、秋田雅朝議員、3番、田中常洋議員、4番、加藤英伸議員、6番、川角一郎議員、7番、塚本近議員、8番、赤川三郎議員、9番、松村ユキミ議員、10番、熊高昌三議員、11番、青原敏治議員、12番、金行哲昭議員、13番、杉原洋議員、1

4番、入本和男議員、15番、山本三郎議員、16番、今村義照議員、17番、玉川祐光議員、18番、岡田正信議員、19番、渡辺義則議員、20番、亀岡等議員、22番、松浦利貞議員、21番、藤井昌之議員。

○藤井副議長 投票漏れはございませんか。

〔投票漏れなし〕

○藤井副議長 投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。

この際、開票立会人を指名いたします。

19番、渡辺義則君、20番亀岡等君、以上2名を指名いたします。

立会をお願いいたします。

〔書記、投票を計算、点検〕

○藤井副議長 それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、有効投票21票、無効投票0票。

有効投票中、松浦利貞議員19票、渡辺義則議員1票、熊高昌三議員1票、以上のとおりであります。

本選挙の法定得票数は6票であります。

よって松浦利貞議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいま議長に当選されました松浦利貞議員から挨拶を受けます。

○松浦議長 失礼いたします。

再び議長の要職に皆様方のご支持につきまして、誠に厚く感謝申し上げます。新しいスタートになろうかと思っておりますが、残された議会の任期中皆様のご協力とご支援を得ながら、円満な議会運営をさせていただきたいというように思います。ひとつ、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○藤井副議長 本市議会の議長が確定いたしました。

よって、新議長と交代いたします。

〔副議長、辞表を議長に渡し議場外に退席〕

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第3 副議長の辞職許可について

○松浦議長 この際、日程の追加変更についてをお諮りいたします。

私の手元に藤井副議長より、副議長の辞職願が提出されました。

つきましては、副議長の辞職許可につきまして日程を追加して、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 それでは異議なしと認め、追加日程第3、副議長の辞職許可についてを議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

増本事務局長。

○増本事務局長 議長。

- 松浦議長 はい。
- 増本事務局長 平成18年11月22日。  
安芸高田市議会議長 松浦利貞殿。  
安芸高田市議会副議長 藤井昌之。  
辞職願 今般、一身上の都合により副議長を辞職したい旨、地方自治法108条の規定により許可されるようお願い出ます。  
以上でございます。
- 松浦議長 お諮りいたします。  
本件は、申し出どおり辞職を許可することにご異議ございませんか。  
〔異議なし〕
- 松浦議長 ご異議なしと認めます。  
よって藤井副議長の副議長辞職については許可することに決定いたしました。  
〔藤井議員入場・着席〕
- 松浦議長 ただいま副議長を辞任されました、藤井昌之議員より退任あいさつの申し出がありましたので、これを許可します。  
21番 藤井昌之議員。
- 藤井議員 失礼いたします。  
このたび、一身上の都合によりまして副議長の辞職を申し出させていただきました。顧みますと、一昨年初議会の折に議員の皆様からご推挙をいただきまして、副議長の要職につかせていただきました。この間、私にとりましては、全力で取り組んできたつもりでございますが、しかし、何分議員各位の皆様方にも多大なご心配なりもおかけした部分もあるかと思えます。深く反省をしております。また、この間につきましては議員の皆さんにも大変なご協力を賜りましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げたい次第でございます。今後は一議員として精進してまいる決意でございますので、よろしくようお願い申し上げます。  
以上、簡単ではございますが、辞職に伴いましてのご挨拶とかえさせていただきます。
- 松浦議長 この際、日程の追加変更についてをお諮りいたします。  
藤井副議長の辞職に伴い、新たに副議長を選挙する必要が生じたので、この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
〔異議なし〕
- 松浦議長 異議なしと認め、追加日程第4、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。  
議場の閉鎖を命じます。  
〔議場閉鎖〕

~~~~~○~~~~~

追加日程第4 副議長の選挙

- 松浦議長 ただいまの議員は21名であります。
投票用紙を配布させます。
〔投票用紙の配布〕
- 松浦議長 投票用紙の配布漏れはございませんか。
〔配布漏れなし〕
- 松浦議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票願います。
- 新谷専門員 1番、明木一悦議員、2番、秋田雅朝議員、3番、田中常洋議員、4番、加藤英伸議員、6番、川角一郎議員、7番、塚本近議員、8番、赤川三郎議員、9番、松村ユキミ議員、10番、熊高昌三議員、11番、青原敏治議員、12番、金行哲昭議員、13番、杉原洋議員、14番、入本和男議員、15番、山本三郎議員、16番、今村義照議員、17番、玉川祐光議員、18番、岡田正信議員、19番、渡辺義則議員、20番、亀岡等議員、21番、藤井昌之議員、22番、松浦利貞議員。
- 松浦議長 投票漏れはございませんか。
〔投票漏れなし〕
- 松浦議長 投票漏れなしと認めます。
これより開票を行います。
この際、開票立会人を指名いたします。
21番、藤井昌之君、1番、明木一悦君以上2名を指名いたします。
立会いをお願いいたします。
〔書記、投票を計算、点検〕
- 松浦議長 それでは選挙の結果を報告いたします。
投票総数21票、有効投票21票、無効投票はありません。
有効投票中、渡辺義則議員19票、藤井昌之議員1票、青原敏治議員1票、以上のおおりであります。
本選挙の法定得票数は6票であります。
よって、渡辺義則議員が副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。
ただいま副議長に当選されました、渡辺議員から挨拶を受けます。
- 渡辺副議長 一言ご挨拶を申し上げます。
ただいま副議長選挙で不肖私御選任をいただきました。非常に、この重責を重く受け止めておるわけでございますが、これから2年間、議長の補佐役として、一生懸命誠心誠意頑張っていく所存でございます。議員各位のこれまで以上のご支援、ご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。簡単でございますが、一言ご挨拶といたします。どうぞよろしく願います。

○松浦議長 ただいまの挨拶により本市議会の副議長が確定いたしました。
ここで、暫時休憩いたします。
暫時と言いましたが、1時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時 8分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 再開いたします。
お諮りいたします。
この際、議席の一部の変更についてを日程に追加したいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認めます。
よって、追加日程第5、議席の一部変更について行います。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第5 議席の一部変更

○松浦議長 今回、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条、第3項の規定によつて議席の一部を変更したいと思います。

1番から10番まで及び20番、22番はただいま着席のとおりとし、21番を11番、また19番を21番とし、11番以下18番までを1番ずつ繰り上げた席を議席として、指定いたします。

それでは、ただいま指定いたしました議席にそれぞれお着き願います。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時 1分 休憩

午後 1時11分 再開

~~~~~○~~~~~

#### 日程第16 常任委員の選任

○松浦議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
元日程第16、常任委員の選任を行います。  
お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条、第1項の規定により、総務企画常任委員に明木一悦君、加藤英伸君、赤川三郎君、熊高昌三君、山本三郎君、玉川祐光君、岡田正信君、松浦利貞君。

文教厚生常任委員に秋田雅朝君、松村ユキミさん、藤井昌之君、青原敏治君、今村義照君、亀岡等君、渡辺義則君。

産業建設常任委員に田中常洋君、小野剛世君、川角一郎君、塚本近君、金行哲昭君、杉原洋君、入本和男君。

以上の諸君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に常任委員会正副委員長、広報特別委員をご選任をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時13分 休憩

午後 2時 5分 再開

~~~~~○~~~~~

追加日程第6 議会運営委員会の委員の定数の変更

○松 浦 議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、日程の追加変更についてお諮りいたします。

議会運営委員会の委員の定数の変更を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、追加日程第6、議会運営委員会の委員の定数の変更を議題といたします。

お諮りいたします。

この際、委員会条例第3条の規定により、議会運営委員会の委員の定数を現行の9人から6人に変更したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

異議なしと認めます。

よって議会運営委員の定数は6人と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時 7分 休憩

午後 2時 9分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第17 議会運営委員の選任

○松 浦 議 長

休憩を閉じて再開いたします。

元日程第17、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条、第1項の規定により、熊高昌三君、藤井昌之君、金行哲昭君、杉原洋君、岡田正信君、亀岡等君を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

この際、日程の追加変更についてお諮りいたします。

議会広報特別委員会の委員の定数の変更を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、追加日程第7、議会広報特別委員会の委員の定数の変更を議題といたします。

~~~~~○~~~~~

追加日程第7 議会広報特別委員会の委員の定数の変更

○松浦議長 お諮りいたします。

委員会条例第6条、第2項の規定により、議会広報特別委員会の委員の定数を現行の9人から6人に変更いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認めます。
よって、議会広報委員の定数は6人と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第8 議会広報特別委員全9名の辞職許可について

○松浦議長 この際、日程の追加変更についてお諮りいたします。

私の手元に議会広報特別委員全員から辞職願が提出されました。

つきましては、議会広報特別委員全9名の辞職許可について、日程を追加して、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認めます。  
追加日程第8、議会広報特別委員全9名の辞職許可についてを議題といたします。

この際、辞職願の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。

本件は、申し出どおり辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議会広報特別委員全9名の辞職については許可することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第9 議会広報特別委員の選任

○松浦議長 この際、日程の追加変更についてお諮りいたします。

議会広報特別委員の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

異議なしと認め、追加日程第9、議会広報特別委員の選任を行います。

お諮りいたします。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時12分 休憩

午後 2時12分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

休憩を解き、会議を再開します。

お諮りいたします。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第8条、第1項の規定により、明木一悦君、秋田雅朝君、加藤英伸君、塚本近君、松村ユキミさん、入本和男君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会広報特別委員に選任することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時13分 休憩

午後 3時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

ただいま議会広報特別委員会の正副委員長の互選の結果が届けられておりますので、報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に、入本和男君、同副委員長に加藤英伸君、以上でございます。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

議事の都合により、明日から12月5日までは休会といたし、次回は12月6日、午前10時に再開いたします。

ご苦労様でした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員